

金沢大学教育同窓会 会費納入規程

金沢大学教育同窓会会則第10条に基づき、会費の額及び納入の時期等について、次のとおり定める。

- (1) 会費の額は、終身会費として20,000円とする。
- (2) 納入の時期は、準会員の資格を得た入学時とする。ただし、大学院教育実践研究科および養護教諭特別別科の入学者のうち本学出身者であって会費の既納者、及び外国人留学生は除くものとする。
- (3) 会長が本会の運営のために必要と認めたときには、代議員会の承認を得て本会の正会員から特別会費を徴収することができる。
- (4) 一旦納入され会費はこれを払い戻さない。

附 則

この規程は、平成22年3月6日から施行する。

平成29年4月1日一部改訂